

環境委員会行政視察概要

1 視察月日 令和8年5月14日（木）～5月15日（金）

2 視察先及び視察事項

・仙台市

日時 5月14日（木）

視察事項 （1）止水板等設置工事費補助制度について

・福島市

日時 5月15日（金）

視察事項 （2）次世代エネルギーパーク計画について

3 視察委員

（委員長）岩田英高（副委員長）井土清貴（委員）橋本勝、末永直、本間賢次郎、堀添健、川島雅裕、平山浩二、井口真美、吉沢章子、三浦恵美

4 視察概要

（1） 止水板等設置工事費補助制度について

説明者：建設局下水道管理部下水道調整課 係長

ア 導入の経緯・目的

近年、全国各地で集中豪雨及び台風等による浸水被害が頻発しており、都市部においても内水氾濫及び河川の増水による被害が大きな課題となっている。

仙台市においても、平成27年関東・東北豪雨により市内各地で住宅及び道路の浸水被害が発生し、市民生活及び社会経済活動に大きな影響を及ぼした。このような状況を踏まえ、従来から実施している河川改修及び下水道整備等のハード対策に加え、市民による自助対策を支援する必要性が高まった。

また、近年は気候変動の影響により降雨量の増加及び豪雨の頻発化が指摘されており、行政による公助のみで浸水被害を完全に防ぐことは困難となっている。このため仙台市では、自助・共助・公助を組み合わせた総合的な浸水対策を推進するとともに、その一環として平成28年度から止水板等設置工事費補助制度を創設し、市民の浸水対策を支援している。

イ 事業概要

止水板等設置工事費補助制度は、過去に浸水被害を受けた住宅及び事業所等を対象として、止水板等の浸水防止設備の設置費用の一部を補助する制度である。

補助率は対象工事費の2分の1で、補助上限額は50万円である。対象となる浸水被害は床上浸水に限定することなく床下浸水も含まれており、過去の浸水被害の実績を踏まえ制度を運用している。

本制度は、河川整備及び下水道整備などの公共事業による浸水対策を補完する施策として位置付けており、市民自らが行う浸水対策を支援し、被害軽減を図ることを目的としている。

制度開始以降は一定数の利用実績があり、令和元年東日本台風の発生後には申請件数が増加した。一方で、近年は大規模な浸水被害が発生していないことなどから申請件数は減少傾向にあり、制度の周知及び利用促進が課題である。

ウ 止水板等設置工事費補助制度と併せて実施している主な浸水対策

(ア) 流域治水推進モデル事業

近年の豪雨災害の激甚化を踏まえ、仙台市では流域全体で浸水被害の軽減を図る流域治水の考え方にに基づき、関係部局が連携した取組を進めている。

河川及び下水道による従来の方策に加え、道路、公園、防災など様々な分野で連携し浸水対策を推進しており、流域全体で雨水を受け止める取組を進めている。

(イ) 宅地内流出抑制の推進

雨水を一時的に貯留することで、下水道及び河川への流出量を抑制し、浸水被害の軽減を図る取組を進めている。

流域治水の考え方にに基づき、各家庭及び事業所においても浸水対策への協力を求めている、流域全体での被害軽減を目指している。

(ウ) 小型排水ポンプ車の配備

局所的な冠水及び浸水被害に迅速に対応するため、小型排水ポンプ車を配備している。

平常時から訓練を実施し、災害発生時には速やかに出動できる体制を整備することで、被害拡大の防止に努めている。

(エ) ICTを活用した浸水対策

河川及び道路に設置した水位センサー及び冠水センサーを活用し、随時、情報収集を行っている。

収集した情報は、迅速な災害対応及び市民への情報提供に活用されており、浸水被害の軽減に寄与している。

(オ) 浸水想定区域図の公表

市民の自宅周辺における浸水リスクの把握に資するため、浸水想定区域図を公表している。現在、浸水想定区域図については、1000年に一度程度の降雨を想定した想定最大規模降雨を反映する見直しを進めるなど、実態に即した情報提供に一層努めている。

(カ) 浸水履歴マップの公開

過去の床上浸水、床下浸水及び道路冠水等の情報を地図上で公開している。

市民が地域の浸水リスクを把握するための資料として活用されているほか、防災対策及び住宅取得時の参考資料としても利用されている。

(エ) 土のうステーションの設置

豪雨時における市民の迅速な浸水対策に資するため、市内各所に土のうステーションを設置している。

平常時から利用可能な体制を整備することで、自助による浸水対策の促進を図っている。

エ 予算及び経費の内訳等について

止水板等設置工事費補助制度については、年間 200 万円を基本として予算措置している。

制度利用件数は年度によって変動するが、浸水被害発生後には申請件数が増加する傾向が見られ、必要に応じて柔軟に対応している。

また、本制度は河川整備及び下水道整備等の公共事業による浸水対策を補完する施策として位置付けており、限られた予算の中で効率的な被害軽減効果が期待される事業である。

オ 今後の展望・課題等

近年の気候変動に伴う全国的な豪雨災害の激甚化及び頻発化により、仙台市においても従来の治水対策のみでは対応が困難な状況である。

止水板等設置工事費補助制度については、市民による自助対策を支援する有効な施策として運用する一方で、近年は申請件数が減少傾向にあり、制度の認知度向上及び利用促進が課題である。

また、浸水想定区域図の見直し及び浸水履歴マップの公表により、市民への情報提供は充実している一方で、情報の具体的な浸水対策への活用を促進するため、周知・啓発活動について、継続的に取り組む必要がある。

今後は流域治水の考え方に基つき、河川及び下水道等の整備による公助に限ることなく、市民による自助及び地域における共助を組み合わせた総合的な浸水対策を推進することが重要と認識している。

※主な質疑内容等

(委 員) 止水板等設置工事費補助制度の創設に関する経緯について

(説明者) 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により市内各地で浸水被害が発生したことを契機として制度を創設した。

従前より河川整備及び下水道整備等の浸水対策を実施していたが、近年の豪雨災害の激甚化を踏まえ、市民による自助対策を支援する施策として平

成 28 年度から制度を運用している。

（委 員）補助上限額を 50 万円に設定した考え方について

（説明者）制度設計時に他自治体の事例を調査し、補助率を 2 分の 1 とし、上限額を 50 万円と設定している自治体が多かったことから、同様の基準を採用した。また、実際には、大規模な止水設備となる場合、補助額が 50 万円程度に達する事例が多い。

（委 員）制度対象となる住宅及び浸水被害の範囲について

（説明者）床上・床下浸水を問わず、浸水履歴及び写真等により被害が確認された場合に対象となる。一方で、投資用物件及び賃貸専用物件については対象外としており、実際に居住している市民への支援を重視している。

（委 員）制度運用上の課題について

（説明者）制度開始から約 10 年が経過しているが、市民への周知が十分ではなく、近年は申請件数が伸び悩んでいることが課題である。そのため、市ホームページ、パンフレット及び地域説明会等を通じて周知活動を継続している。

（委 員）新たに浸水被害を受けた住宅及び事前予防を希望する市民への対応について

（説明者）現在は対象となる建築年等に基準を設けているため、近年、新築された住宅では対象外となり、制度運用上の課題として認識している。

（委 員）止水版等設置工事補助制度の流域治水推進モデル事業における位置付けについて

（説明者）流域治水推進モデル事業は、河川整備及び下水道整備に限ることなく、流域全体で浸水被害の軽減を図る考え方に基づき取組を進めている。その中で、当該補助制度については、市民による自助対策を支援する施策として位置付けており、流域治水を構成する取組の一つとして実施している。

（委 員）浸水履歴マップの活用について

（説明者）過去の浸水被害状況を市民へ分かりやすく提供することで、地域の浸水リスクの把握に寄与している。また、自主的な防災対策及び住宅取得時の参考資料としても活用されている。

（委 員）小型排水ポンプ車を活用する場面及び平時の運用体制について

（説明者）局所的な浸水及び道路冠水が発生した際には、小型排水ポンプ車を活用し、迅速に排水活動を実施する。また、平常時の運用体制としては、訓練を実施することにより、災害発生時に迅速な対応を可能とする体制の整備を図っている。



(2) 次世代エネルギーパーク計画について

説明者：環境部環境政策課 課長

再エネ共生係 係長

再エネ共生係 主事

ア 導入の経過・目的

平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故は、福島市のエネルギー政策に大きな転換をもたらした。原子力発電への依存から脱却し、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入及び普及を進めることが重要な行政課題となった。

福島市では、再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくりを推進し、市民が再生可能エネルギーについて学び、理解を深める機会を創出するため、次世代エネルギーパーク計画を推進している。

また、近年は太陽光発電設備の導入拡大に伴い、景観、防災及び地域環境との調和が課題であり、再生可能エネルギーの推進及び適正な事業実施の両立を図る取組を進めている。

イ 事業概要

次世代エネルギーパーク計画は、再生可能エネルギー関連施設及び環境学習施設等をネットワーク化し、市民及び児童生徒が再生可能エネルギーについて学習できる環境を整備する取組である。

対象施設では、太陽光発電、水力発電、バイオマス利用等の再生可能エネルギー技術に触れることができ、見学及び体験を通じた環境教育を推進している。

また、本計画は単なる施設見学事業ではなく、脱炭素社会の実現に向けた市民理解の促進、環境教育の充実及び地域振興を目的とした事業として位置付けられている。

さらに福島市では、再生可能エネルギーの普及促進と地域環境との調和を図る観点から、「ノーモアメガソーラー宣言」をはじめ、「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」やガイドラインを整備し、適正な事業実施を促している。

ウ 次世代エネルギーパーク計画と併せて実施している主な取組

(ア) 再生可能エネルギーの導入促進

地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を推進し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めている。

(イ) 環境学習及び普及啓発

学校教育及び各種イベントと連携し、再生可能エネルギー及び地球温暖化対策

に関する学習機会を提供している。

(ウ) 再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例の運用

再生可能エネルギーの導入を推進する一方で、景観、防災及び地域環境への影響に配慮するため、条例の運用を通じて適正な事業誘導を図っている。

(エ) 条例制定後のガイドラインの整備

条例により基本的な枠組みを定めた上で、事業者に対する具体的な配慮事項及び手続等を明確化するため、ガイドラインを作成し、制度の適切な運用及び実効性の確保を図っている。

(オ) ソーラーシェアリングへの対応

営農と発電を両立させるソーラーシェアリングについては、再生可能エネルギー推進の観点及び農地保全の観点の双方から適切な制度運用を図っている。

エ 課題・今後の展望

再生可能エネルギーの導入促進は重要である一方、景観、防災及び地域環境への配慮が求められる。

特に太陽光発電設備については、経済活動の自由及び財産権との調整を図り、地域との共生を進めることが重要な課題である。

また、ソーラーシェアリングについても、国の制度見直し及び規制強化の動向を踏まえ、適切な制度運用を図る必要がある。

※主な質疑内容等

(委員) 次世代エネルギーパーク計画を推進することとなった経緯について

(説明者) 東日本大震災及び原子力発電所事故を契機として、再生可能エネルギーに対する関心が高まり、市民への普及啓発及び環境教育の必要性が高まったことから事業を推進している。

(委員) 水素エネルギーの普及に対する課題認識について

(説明者) 水素は長期保存及びエネルギー輸送に適した特性を有している一方で、コスト面及び普及の面で課題があり、現時点では急速な普及には至っていない。しかし、将来的に活用の可能性は高いことから、今後も導入及び利活用を模索する。

(委員) 風力発電専門トレーニング施設等による人材育成の考え方について

(説明者) 風力発電関連施設を活用し、専門人材の育成を進めている。また、再生可能エネルギー分野において市内に限らず、国内外で活躍を可能とする人材の育成を目指している。

(委員) 大規模メガソーラーに関する条例制定の経緯について

(説明者) 山林開発による景観悪化、災害リスク及び市民からの苦情等を背景として、再生可能エネルギーの推進及び自然環境保全を両立するため条例を制定し

た。

(説明者) 山林開発による景観悪化、災害リスク及び市民からの苦情等を背景として、再生可能エネルギーの推進及び自然環境保全を両立するため条例を制定した。

(委員) ノーモアメガソーラー宣言後の事業者対応及び効果について

(説明者) 宣言後、当初把握していた26件のメガソーラーの設置に関する計画のうち、11件が中止又は規模縮小となり、一定の効果が認められた。一方で、残りの15件について、引き続き設置の検討があった。本市としては、制度設計の必要性を認識するとともに、訴訟リスクにも慎重に配慮し、条例の制定に至った。さらに、条例制定後は、宣言以前から存在していた当該15件の設置計画についても中止となった。

(委員) 2050年カーボンニュートラル達成に向けた課題認識について

(説明者) 家庭部門におけるエネルギー削減が課題であり、市民には過度な負担等求めない範囲から省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入に取り組むことが重要である。そのため、太陽光発電設備導入補助及び省エネ・再エネ行動につながる啓発活動等を継続する。

(委員) 系統用蓄電池に関する取組について

(説明者) 系統用蓄電池は、余剰電力を蓄電し、必要時に放電することで電力需給を調整する仕組みであり、再生可能エネルギーの不安定さを補完する役割を担っている。また、今後の普及を見据え、本市ではガイドラインを整備した。

(委員) ソーラーシェアリングに関する課題認識について

(説明者) 営農を継続しつつ発電事業を実施することが前提となるため、農地利用の適正化との両立が課題である。国においても、遮光率の制限等をはじめとした営農実態に関する制度の見直しが進められており、その動向を踏まえた適切な運用が必要となる。

